

令和7年度第2回京都府いじめ防止対策推進委員会

日 時 令和8年3月25日（水）午後3時から同5時

場 所 京都府庁第3号館 6階記者会見室
（京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町）

会議次第

1 開 会

2 説明事項

- (1) 前回委員会（令和7年度第1回）の概要について
- (2) 令和7年度京都府いじめ調査（2回目）の結果について

3 協議事項

- (1) 暴力・いじめについての緊急アンケートについて
- (2) いじめ重大事態について ※重大事態については非公開

4 その他

5 閉 会

令和7年度第1回いじめ防止対策推進委員会 概要

- 1 日時 令和7年10月23日（木）午後1時～同3時
- 2 場所 京都府教育庁3号館 教育委員室
- 3 出席者
【委員】 5名（欠席2）
【府教委】 教育監、学校教育課長、高校教育課長、特別支援教育課長 他
【傍聴者】 なし
- 4 概要
1 開会
2 説明事項

(1) 前回委員会の概要について

※説明：配布資料参照、○は委員、●は事務局

(2) 令和7年度京都府いじめ調査（1回目）結果について

- 高校の未調査者について、前回未調査だった生徒は全員調査できたという理解でよいか。
- 卒業した生徒もいるため、前回未調査者全員に調査できたわけではないが、前回調査時に1・2年生で未調査だった生徒については、今回は未調査者に含まれていない。
- 未調査者に対して調査ができるようになった理由として、府の取り組みでスクールソーシャルワーカー（以下SSW）やスクールカウンセラー（以下SC）を活用した成果があったのか。未調査解消の要因について教えてほしい。
- 家庭との関係が改善したことで調査が可能になったケースもあると思われる。SCが直接関与したかどうかは具体的には聞いていないため、その点については今後確認が必要。
- 問題の解消に向かっているので、要因を明確にしておけば、他の小中学校や市町村でも参考になるのではないか。うまくいった事例についても分析し、他に活かすことが重要である。
- 未調査については、減ったとはいえ、まだかなりの数が残っている。内容を見ると、保護者とは接触できるが本人に会えないというケースがあり、保護者からの聞き取りなど工夫が必要だと思う。また、調査に応じられない状況にあるということは、いじめが深刻化している可能性が高い。フリースクールに通っている子どもや転校した子どもなども含めると、相当数に上り、いじ

めが背景にある子どもたちがそこにいるのではないかと考えられる。そこに切り込まなければ、調査の意味が問われるのではないか。また、自殺対策が注目されている公表されていないケースも含めると、いじめが原因の自殺はかなりの割合で存在していると思われる。そこにも切り込む必要がある。

- 昨年、SSWやSCの活用を提案したところ、対応していただいた。それぞれの専門職が教育委員会と協力し、先生方の負担を減らしながら、いじめの実態を把握できるよう工夫していただきたい。また、関係部署と連携し、SSWや心理士、弁護士などの専門職が協力して、誰がどう調査すれば実態を掴めるかを検討していただきたい。
- 重大事態として報告されるのは年に数件だが、実際にはもっと多くの子どもたちが苦しんでいる。しっかり把握しないままでは、どう対応すべきか分からない。先生方の負担と協力体制の構築について、専門職の方々から「こういう方法もある」と提案していただき、みんなで工夫して対応していくことが重要。
- 医療の分野ではPTSDが注目されており、トラウマについて親御さんや子どもたちと話す中で、自殺の原因にいじめが大きく関係していることが分かってきている。そのため、何とかこの委員会で提案できないかと考えている。
- 高校については、調査時に生徒が不在でも、1年以内に復学するか、進路変更するかなど、何らかの形でチェックが入る。中学校や小学校では、不登校のまま保護者との関係が悪化し、学年だけが進行するというケースもあるが、高校では比較的丁寧にチェックされている印象がある。
- 京都府では、SSWを「まなび・生活アドバイザー」と呼んでいる。その指導状況を確認したが、例えば、いじめのリストに載っている不安定な子どもたちに対して、学校からまなび・生活アドバイザーへの支援依頼があるかということ、残念ながら今のところほとんどない状況である。
- 我々はこの委員会で「いじめ」という視点で見ているが、フリースクールに通っている子どもたちは「不登校」という枠で捉えられており、そういった子どもたちに対して学校が「いじめ」という視点でアンテナを立てているかということ、まだ不十分だと感じている。
- 不登校の子どもたちについて、国の調査によると、友人関係が要因となっているケースが2～3割程度あるとされている。長期欠席者は50万人規模に達している。35万人の不登校児童が確認されており、そのうち2割が友人関係に起因する非常に深刻な状況。不登校の子どもたちの要因をしっかりとアセスメントし、友人関係がいじめに該当する可能性もあるため、いじめ調査だけでなく、学校に来にくい背景を深掘りし、クロス分析することが重要。
- 学校と保護者、学校と子どもが関係を持ってないという状況は、いじめ以外でも深刻な問題。これは生徒指導や教育相談全般に関わる課題であり、広く見ていく必要がある。
- フリースクールの中には、学校との連携を深めないことに意義を感じているところもある。それが是か非かは別として、学校長が出席扱いにできるかどうか、子どもの安全確認ができていかなど、別の視点からも確認が必要。現場ではすでに対応していただいていると思うが、フリースクールだけでなく、アクセスできない子どもたちの状況についても、福祉との連携や様々な支援制度の活用が求められる。

○未調査者の中で最も多いのがフリースクールに通っている生徒ではないかと思う。その中で、学校長が認めれば出席扱いになるフリースクールもあるが、そうでないところも多く存在する。連携が拒否されているケースもあり、協力的であっても学校長が認めていない、あるいは学校長は認めているが相手側が認めていない、または双方が連携できないなど、そうしたケースの実態はどうなのか気になる。相手が認めていないのに無理に踏み込むと、子どもにとっては負担になるため、慎重な対応が必要。その中で、手を差し伸べられるのに出していないのか、あるいは手を出せないから出していないのかによって、対応の方向性も変わってくる。子どもを傷つけたり、保護者を追い詰めたりすることにならないよう、慎重に判断する必要がある。

○特別支援教育に関しては、小学校・中学校・高等部でどのような傾向があるのか。

●高等部になると、他と大きく変わらない印象があるが、自己コントロールの課題が残っているため、トラブルが起りやすい傾向がある。小学校・中学校ではさまざまなケースがある。特に小学校では、自己コントロールの力をどう育てるかが重要なテーマであり、環境の中でそれをどう見つけていくかが課題。自己コントロールが未熟なために、叩いたりする行動が見られることがあるが、これは特定の児童による繰り返しのものか、今後増加する傾向があるのか、注意して見ていく必要がある。

○いじめの加害・被害の関係性について、小学校低学年では被害側が訴える力が強く、学年が上がるにつれて減少する傾向がある。また、いじめの態様についても、軽くぶつかる程度のものよりも、ひどく叩く・蹴るといった深刻なケースが増えており、今年はひどいものが軽いものを逆転している。軽い接触が見逃されている可能性もあり、丁寧な見直しが必要。

○校種別の分析や、衝動性の高い子どもへの対応も重要。暴力的な行動は発達障害だけでは説明できず、虐待など他の要因が関係している可能性もあるため、丁寧なアセスメントが求められる。多職種連携のもとで、さらに分析を進めていただきたい。

○SNS上でのいじめに関する数字がアンケートではほとんど上がってこない状況がある。重大事態の背景調査では、リアルな場面でのいじめとSNSでのいじめが並行して起きているケースがほとんどであり、片方だけという事例はほぼない。しかし、アンケート結果ではSNSいじめの回答が少なく、全国的にも同様の傾向が見られることから、潜在化している可能性がある。重大事態になるとSNS上で深刻な事例が発覚するケースがあるにもかかわらず、現状ではそれを拾い出せていない要因について、どのように考えているか。

●学校種ごとにスマホやSNSに関する指導の仕方が異なるが、高校では、情報モラルに関する指導を徹底しており、さまざまな形で生徒に対して啓発を行っている。そのため、生徒たちはネット上でのやり取りやSNSの危険性について一定の理解をしている。しかし、その中でも誹謗中傷や深刻なやり取りが発生した場合、アンケートで⑧「パソコンや携帯電話・スマートフォンで、誹謗中傷や嫌なことをされる」を選んでいる可能性はある。ただし、これはあくまで感覚的なものであり、詳細な分析を行ったわけではない。

●小中学校について。小学校では学年によってスマホの保有率に差があり、低学年では未所持の児童もいる一方で、学年が上がるとう所持者が増える傾向にある。中学校では、スマホ所持が一般的になっていることを踏まえ、SNS経由のトラブルが一定程度存在していると認識している。

- 児童生徒への聞き取りや生活アンケートの運用において、「冷やかし・からかいを受けた」といった行為にチェックが付くケースが多く、その背景にSNSでのやり取りが絡んでいても、記録上はリアルな項目に計上されやすい。SNSでの誹謗中傷や排除があっても、聞き取りの中で「どこで起きたか（SNSかリアルか）」が十分に切り分けられないまま、既存の行為に吸収される可能性がある。
- また、学校の指導状況については、小中ともに情報モラル教育を継続的に実施し、ネット上の言動が重大な影響を及ぼすこと、投稿やメッセージの扱いに関するルールや配慮などについて、日常的に啓発を行っている。ただし、それらの指導を強化していても、SNSでのやり取りが「からかい」などのリアル行為として計上される運用上の課題は残っており、調査での可視化には改善の余地があることも認められる。
- 中学校現場では、SNS上で発生する問題について、指導の際に「いじめ」という言葉を使わず、「トラブル」という表現で対応するケースが多い。これは、意図的に「いじめ」という言葉を避けているわけではなく、現場での対応が「SNS上のトラブル」という枠組みで行われるため。その結果、児童生徒がいじめアンケートに回答する際、SNSでの問題を「いじめ」と認識せず、回答に反映されない可能性がある。最近の傾向として、以前はLINEグループ内での仲間外しや画像の流出などがトラブルの原因になることが多かったのに対し、現在はダイレクトメッセージでのやり取りが増えている。この変化により、やり取りがより閉ざされた空間で行われるようになり、問題が表面化しにくくなっている。場合によっては、本人に知られないまま、友達同士で悪口を言い合うなど、本人が認識できない状態でトラブルが進行するケースもある。
- SNS上でのいじめは、従来のいじめと異なり、本人や教員が認識しづらい特徴を持っている。特に「匂わせ」と呼ばれる手法では、誰かを批判する投稿が、対象を明示せずに行われるため、読む側に「自分のことかもしれない」という漠然とした不安を与える。このような行為は、いじめの範疇に含まれるべきものだが、児童生徒や教員がそれと気づかないケースが多く、対応が遅れる要因となっている。さらに、SNS上で仲間外しや悪口が行われても、第三者が「これは問題だ」と声を上げなければ、事態は表面化せず、当事者の心理的負担がリアルな人間関係にも影響を及ぼすことがある。こうした「見えないいじめ」を可視化することは非常に難しいが、教育現場における大きな課題であり、考えていく必要がある。加えて、児童生徒の相談行動にも変化が見られる。身近な友人への相談が減少し、対面で会ったことのないSNS上で知り合った人への相談や、AIに相談するケースが増えている。これらは直接いじめに結びつかない場合もあるが、これからの子どもたちのコミュニケーションのあり方について考えたり、心の危機（SOS）の出し方に関する教育を推進したりすることの重要性を示している。このような背景から、いじめの重大事態防止に向けては、SNS利用の実態を踏まえ、見えないいじめの問題をどう把握し、どう早期に対応するかを考える必要がある。
- SNSを介したいじめ対応には、プライバシーの問題や被害者の心理的要因が複雑に絡み合っている。相談を受けたケースでは、LINEでストレートな誹謗中傷が行われていたが、学校に報告する際に「スマホを見せなさい」「LINEを見せなさい」と求められる可能性があり、これが児童生徒にとって大きなハードルとなっていた。スマホには人間関係や画像、発信内容など個人情報濃縮されているため、提示を求められることはプライバシー侵害のリスクを伴う。

- さらに、いじめの構造には「加害者が隠す」「傍観者が沈黙する」だけでなく、「被害者も隠す」という特徴がある。被害者が隠す背景には、スマホ提出によるプライバシー暴露への不安があり、これが相談をためらう要因になっている。実際、重大事態の調査では、性的な画像を送信した児童が「自分は関係ない」と否定し続け、親や弁護士が介入する事態に発展した例もある。
- こうした状況では、児童生徒が「嫌なことをされた」とは伝えるものの、SNSやスマホが関係していることをぼやかす傾向が見られる。これは、証拠提出によるプライバシー暴露を避けたい心理が働いているためである。したがって、ネット上のいじめ対応では、被害者が隠すメカニズムと、スマホ提出をめぐるリスクとのせめぎ合いを十分に考慮する必要がある。
- 児童生徒が一人一台端末を持つ環境を活用し、率直な意見や本音を引き出せる仕組みを導入できるのではないか。AIに相談する時代であることを踏まえ、デジタルツールを使った調査は、従来の方法よりも子どもが安心して情報を提供できる可能性がある。
- また、未調査者を減らす調査方法を検討する際には、教員の負担を過度に増やさないことが重要。現場で実現可能な方法を模索し、いじめられている子どもやその家族だけでなく、いじめている子どもの抱えるしんどさも把握できる仕組みが望まれている。
- 端末を活用したアンケート調査については、すでに一部の学校で実施されている事例があるものの、現状では多数派ではない。紙によるアンケートには、記入の際の様子なども含めて心理的な動きが見えるという利点があり、これを重視して紙を選択する学校も少なくない。しかし、端末を使うことで、登校していない児童生徒にもアプローチできる可能性がある。例えば、端末を通じて調査を配信し、回答を得る仕組みを整えることで、不登校の子どもにも情報収集が可能になる。今後は、紙と端末のそれぞれのメリットを踏まえ、どのように端末を活用していくかを検討することが重要。特に、家庭からの回答や不登校児童への対応など、ICTを活用した柔軟な方法を取り入れることで、より包括的な調査が可能になると考えられる。
- いじめ対応において、弁護士の役割は学校と保護者の信頼関係を回復し、問題解決を円滑に進める上で重要。加害者とされる側の保護者には、いじめの定義を誤解しているケースが多く、法律家が正しく説明し、学校と協力する方向へ導くことが求められる。一方、被害者側も感情的にならず、問題点を冷静に学校へ伝える必要があるが、担任が若手や経験不足の場合、対応に苦慮することがある。その際、弁護士が代理人として介入することで、学校との調整がスムーズになる。
- ただし、すべての弁護士がいじめ問題に詳しいわけではないため、子どもの権利に詳しい専門家や、いじめ調査の経験を持つ弁護士と教育委員会が連携する仕組みが重要。京都市では今年度から、各区の要保護児童対策協議会の代表者会議のメンバーとして子どもの権利委員会の弁護士が参加し、困った時にすぐ相談できる体制を整えている。こうした第三者の活用により、学校と保護者の信頼関係を回復し、適切な対応を進めることが期待される。
- 京都府内では、いじめアンケートをタブレットで実施する自治体もでてきているとのことだが、小学校低学年では操作が難しいため、質問文を分かりやすくするなどの工夫が必要。タブレット利用、紙双方に長所と短所がある。現場では、より良い方法を模索しながら改善を進める必要がある。

○また、SNSに関しては、予防的な取組としてメディアリテラシー教育が重視されている。しかし、どれだけ力を入れても取りこぼしは避けられないため、「取り組みの有無」よりも、「どれだけ力を入れても残った課題をどう分析するか」が重要。いじめやSNSトラブルはゼロにはならないという前提で、継続的な改善と分析が求められている。

令和7年度京都府いじめ調査(2回目)の結果について

1 京都府いじめ調査の実施について(概要)

※別紙1のとおり

2 令和7年度いじめ調査(2回目)の結果について

(小・中・義務教育学校、府立学校)

※別紙2のとおり

1 調査の目的

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害する人権侵害であり、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものである。本調査は、いじめの実態把握を行うことにより、早期発見・早期対応に繋げていくことを目的とする。

2 調査対象

府内の全公立小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・特別支援学校の児童生徒（京都市立学校を除く。）

3 調査方法

学校は、全ての児童生徒を対象にいじめのアンケートと個別の聞き取り調査を実施する。

※ アンケートについては、原則として記名式とするが、児童生徒が氏名を書かない選択肢を残すこととする。なお、市町(組合)教育委員会の判断により無記名も可とする。

※ 特別支援学校の児童生徒及び小学校 1・2・3 年生に対しては、アンケートによらない調査方法も可とする。

※ 長期欠席者等については、家庭訪問等により、きめ細かな状況の把握に努めることとする。その場合、アンケートによらない調査方法も可とする。

4 調査の実施

(1) 1 回目及び 2 回目調査は 3 の調査方法により、市町(組合)教育委員会が定める期日までに実施する。

(2) 1 回目の調査の実施後は、アンケート・面談・日常の観察等、学校の実態に応じて令和 8 年 1 月までに追跡調査を実施する。

(3) 各学校における調査については、学校の実態に応じて適切な時期に実施する。

5 結果の集計

(1) 調査により認知したいじめについて、次の項目で集計する。

認知	児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍しているなど当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。 ※「兄弟間のいじわるやけんか、親に叱られた等家族の間で生じたケース」は除く。
解消	国の「いじめの防止等のための基本的な方針」におけるいじめが「解消している」状態に基づいて判断する。 いじめに係る行為が相当の期間止んでおり、被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないもの。(相当の期間とは、少なくとも 3 カ月を目安とする。)
未解消	○次の 3 区分で集計する。 見守り：いじめに係る行為が止んでおり、被害児童生徒も心身の苦痛を感じていないが、行為が止んでから相当の期間が経っていないもの。(相当の期間とは、少なくとも 3 カ月を目安とする。) 要支援：いじめに係る行為は止んでいるが、被害児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。 要指導：いじめに係る行為が止んでおらず、被害児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。
重大事態	「いじめ防止対策推進法」第 28 条第 1 項に定める以下のいずれかの事態 ①いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるもの。 ②いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるもの。(「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間 30 日を目安とする。) 文部科学省「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」(令和 6 年 8 月改訂) ※児童生徒や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあった場合には、重大事態が発生したものと、報告・調査等にあたること

(2) 項目ごとに「件数」を集計する。また、認知及び重大事態の「態様」について集計する。

(3) 集計には、アンケート等で把握したものの他に、教職員が日常的に把握したものも含むものとする。

6 結果の公表

(1) 学校は、調査結果について、スクールカウンセラー、まなび・生活アドバイザー、学校運営協議会等の視点を取り入れた検証を行うとともに、学校だより等を活用して保護者に結果を知らせる等、学校、家庭、地域が連携していじめ問題に取り組むよう努める。

(2) この調査の報告結果については、原則公表するものとする。

別紙2 令和7年度いじめ調査(2回目)の結果について(小・中・義務教育学校)

1 アンケートの実施状況

(1)対象児童生徒数等 (単位:人)

(単位:校)

	学校数	在籍者数	調査数	未調査者数	
				在籍者に占める割合	家庭訪問による調査(内数)
小学校	194	53,530	53,278	99.5%	218
中学校	96	27,553	27,355	99.3%	398
合計	290	81,083	80,633	99.4%	616

	小学校		中学校	
	府様式	独自様式	府様式	独自様式
記名式	164	23	72	18
無記名式	7	0	6	0
合計	171	23	78	18

2 認知件数及び解消・未解消件数

(単位:件)

	小学校						中学校					
	認知	解消	未解消			重大事態	認知	解消	未解消			重大事態
			見守り	要支援	要指導				見守り	要支援	要指導	
府立	—	—	—	—	—	—	10	3	5	1	1	0
向日市	471	0	234	89	148	0	78	0	75	3	0	0
長岡京市	859	4	497	184	174	0	109	4	71	21	13	0
大山崎町	126	0	66	11	49	0	4	0	2	0	2	0
宇治市	728	8	493	186	41	0	67	0	32	14	21	0
城陽市	522	73	297	64	88	0	62	0	44	16	2	0
八幡市	438	46	123	36	233	0	26	0	20	5	1	0
京田辺市	425	0	327	57	41	0	43	0	30	1	12	0
木津川市	726	0	655	69	2	0	71	0	66	3	2	0
久御山町	57	0	48	7	2	0	8	0	6	1	1	0
井手町	20	0	19	1	0	0	6	0	6	0	0	0
宇治田原町	15	0	3	11	1	0	6	0	4	1	1	0
精華町	313	0	276	7	30	0	22	0	11	5	6	0
相楽東部	23	0	23	0	0	0	2	0	0	2	0	0
亀岡市	474	1	327	124	22	3	51	3	36	7	5	0
南丹市	63	0	22	16	25	0	34	4	22	2	6	0
京丹波町	78	0	70	8	0	0	9	0	9	0	0	0
綾部市	281	3	202	57	19	0	22	1	11	1	9	0
福知山市	445	2	302	129	12	0	53	1	48	2	2	0
舞鶴市	458	0	432	25	1	0	39	0	29	9	1	0
宮津市	97	0	61	35	1	0	9	0	6	3	0	0
京丹後市	315	0	190	54	71	0	32	1	25	3	3	0
伊根町	10	0	10	0	0	0	1	0	1	0	0	0
与謝野町	142	4	99	12	27	0	10	0	9	0	1	0
組合	—	—	—	—	—	—	5	2	3	0	0	0
合計(A)	7,086	141	4,776	1,182	987	3	779	19	571	100	89	0
R6/2回目(B)	7,615	123	5,399	1,031	1,062	0	786	24	529	116	117	0
(A)-(B)	▲ 529	18	▲ 623	151	▲ 75	3	▲ 7	▲ 5	42	▲ 16	▲ 28	0

	R7/2回目(C)	R6/2回目(D)	(C)-(D)
児童生徒1000人当たりの認知件数	小学校 133.0	139.6	-6.6
	中学校 28.5	28.2	0.3

3 いじめの態様

態様	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	合計
小学校	4,018	1,270	1,751	854	152	353	897	171	286	9,752
中学校	510	104	130	55	10	29	75	42	51	1,006

- ①冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ②仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。
- ④ひどくぶつかられたり、たたかれたり、蹴られたりする。
- ⑤金品をたかられる。
- ⑥金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧パソコンや携帯電話・スマートフォンで、誹謗中傷や嫌なことをされる。
- ⑨その他

4 未調査者の状況

理由	小学	中学
保護者、生徒とも居所不明	0	0
保護者とは接触できるが、本人に会うことができず、その状況が把握できない。	23	38
保護者や児童生徒が調査に応じられる状況にない。	18	38
フリースクール等の学校以外の施設に通所	188	102
病気・入院等により調査ができない。	2	5
その他	21	15
合計	252	198

令和7年度いじめ調査(2回目)の結果について(府立高等学校・特別支援学校)

1 アンケート調査の状況

(1) 対象児童生徒数等 (単位:人)

	在籍者数	調査数	在籍者に占める割合	家庭訪問等による調査(内数)	未調査数	在籍者に占める割合	前回から連続して未調査の数(内数)
特別支援	1,850	1,837	99.3%	1	13	0.7%	3
合計	29,177	29,058	99.6%	37	119	0.4%	17

(2) アンケート方法 (単位:校)

	高 校		特別支援学校	
	府様式	独自様式	府様式	独自様式
記名式	39	7	11	1
無記名式	0	0	0	0
合計	39	7	11	1

2 認知件数及び解消・未解消件数 (単位:件)

	認知	解消	未解消			重大事態		認知	解消	未解消			重大事態
			見守り	要支援	要指導					見守り	要支援	要指導	
高校(全日制)	155	9	70	37	39	0	特別支援(C)	96	14	41	10	31	0
高校(定時制)	8	0	4	0	4	0	R6/2回目(D)	70	10	38	10	12	0
高校(通信制)	1	0	1	0	0	0	(C)-(D)	26	4	3	0	19	0
高校合計(A)	164	9	75	37	43	0							
R6/2回目(B)	162	10	67	38	47	3							
(A)-(B)	2	▲1	8	▲1	▲4	▲3							

児童生徒1000人当たりの認知件数	R7/2回目(E)		R6/2回目(F)		(E)-(F)	
	高校	特別支援学校	6.0	5.8	0.2	
			52.3	39.2	13.1	

3 いじめの態様 (単位:件)

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	合計
高校(全日制)	100	29	9	3	2	15	8	11	11	188
高校(定時制)	4	1	3	0	0	0	0	0	0	8
高校(通信制)	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
高校合計	104	30	12	3	2	15	8	11	12	197
特別支援学校	53	9	16	11	0	2	18	6	2	117

※ いじめの態様については、複数回答可

- ① ひやかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤ 金品をたかられる。
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧ パソコンや携帯電話・スマートフォンで、誹謗中傷や嫌なことをされる。
- ⑨ その他

4 未調査者の状況 (単位:人)

理由	全日制	定時制	通信制	特支学校
保護者、生徒とも居所不明	0	1	—	0
保護者とは接触できるが、本人に会うことができず、その状況が把握できない。	15	3	—	2
保護者や生徒が調査に応じられる状況にない。	27	9	—	6
フリースクール等の学校以外の施設に通所	1	0	—	0
進路変更(転学・退学)の手続き中である。	18	2	—	—
休学中、または休学の手続き中である。	5	4	—	—
施設に入所中である。	0	0	—	—
留学中である。	1	0	—	—
本人の心身が不安定なため、調査に応じられない。	13	3	—	—
病気・入院等により調査ができない。	4	0	—	5
その他	—	—	—	—
合計	84	22	※	13

※ 通信制はスクーリング受講生徒のみを調査対象としている

<参考>

京都府いじめ調査の結果(令和6年度1回目～7年度2回目まで)について

1 対象児童生徒数

学校種	令和7年度						令和7年度						令和6年度						令和6年度					
	学校数	2回目調査					学校数	1回目調査					学校数	2回目調査					学校数	1回目調査				
		在籍者数	調査数	家庭訪問による調査者数(内数)	未調査者数	前回から連続して未調査の数(内数)		在籍者数	調査数	家庭訪問による調査者数(内数)	未調査者数	前回から連続して未調査の数(内数)		在籍者数	調査数	家庭訪問による調査者数(内数)	未調査者数	前回から連続して未調査の数(内数)		在籍者数	調査数	家庭訪問による調査者数(内数)	未調査者数	前回から連続して未調査の数(内数)
小学校	194	53,528	53,276	218	252	204	194	53,574	53,333	84	241	158	194	54,819	54,564	120	255	201	194	54,777	54,544	79	233	103
中学校	96	27,553	27,355	398	198	131	96	27,453	27,284	288	169	74	96	28,054	27,882	378	172	113	96	28,043	27,881	254	162	66
高等学校	46	27,327	27,221	36	106	14	46	27,969	27,889	30	80	0	46	28,091	27,997	50	94	8	46	28,448	28,355	31	93	3
特別支援学校	12	1,850	1,837	1	13	3	12	1,822	1,811	14	11	3	12	1,799	1,785	4	14	3	12	1,802	1,788	2	14	3
計	348	110,258	109,689	653	569	352	348	110,818	110,317	416	501	235	348	112,763	112,228	552	535	325	348	113,070	112,568	366	502	175

2 認知・解消件数

学校種	令和7年度						令和7年度						令和6年度						令和6年度													
	認知件数		解消件数		未解消		重大事態	認知件数		解消件数		未解消		重大事態	認知件数		解消件数		未解消		重大事態	認知件数		解消件数		未解消		重大事態				
	1,000人比	解消率	見守り	要支援	要指導	1,000人比		解消率	見守り	要支援	要指導	1,000人比	解消率		見守り	要支援	要指導	1,000人比	解消率	見守り		要支援	要指導	1,000人比	解消率	見守り	要支援		要指導			
小学校	7,084	141	4,774	1,182	987	3	8,469	26	6,135	1,236	1,072	0	7,615	123	5,399	1,031	1,062	0	8,971	34	6,542	1,143	1,252	0	133.0	2.0%	158.8	0.3%	139.6	1.6%	164.5	0.4%
	779	19					983	7					786	24					899	4					28.5	2.4%	36.0	0.7%	28.2	3.1%	32.2	0.4%
中学校	164	9	75	37	43	0	180	10	89	35	46	1	162	10	67	38	47	3	210	12	90	61	47	1	6.0	5.5%	6.5	5.6%	5.8	6.2%	7.4	5.7%
	96	14					104	7					70	10					84	10					52.3	14.6%	57.4	6.7%	39.2	14.3%	47.0	11.9%
特別支援学校	8,123	183	5,461	1,329	1,150	3	9,736	50	6,974	1,433	1,279	1	8,633	167	6,033	1,195	1,238	3	10,164	60	7,310	1,368	1,426	1	74.1	2.3%	88.3	0.5%	76.9	1.9%	90.3	0.6%
	計	計					計	計					計	計					計	計					計	計	計	計	計	計	計	計

SNS上における暴力行為等の動画の投稿・拡散を受けた 各教育委員会に対する緊急の対応要請について

- 今般の生徒間の暴力行為等の動画の投稿・拡散により、
 - ①安全・安心であるべき学校における**重大な暴力行為・いじめの発生や、**
 - ②**児童生徒が受けている被害を、学校・教育委員会等が十分に把握できていない**といった点への懸念が生じており、また、
 - ③**SNS等におけるエスカレートした投稿・拡散が、誹謗中傷など、新たな人権侵害を生むおそれ**が広がっている。
- 児童生徒の安全・安心を確保することを第一に、各教育委員会において、以下の点について、取り組んでいただきたい。**

①暴力行為・いじめが見過ごされていないか、緊急の確認

- 各学校において、**三学期中に、児童生徒へのアンケート調査、1人1台端末を活用した心の健康観察、担任やスクールカウンセラー等による面談の実施等の方法により、見過ごされている暴力行為やいじめがないかについて、改めて確認**を行っていただきたいこと

②暴力行為・いじめを許容せず、児童生徒が声を上げられる環境整備

- 児童生徒の暴力行為・いじめは、決して許されないもの**であり、**暴行罪や傷害罪等の犯罪行為に該当し得ることを、三学期中に、児童生徒に対して改めて指導**いただきたいこと。また、学校としても、暴力行為・いじめに対しては断固たる姿勢で対応することが必要であり、**警察等と連携した対応をためらわないことを学校の方針として明確**にし、その方針を学校内だけではなく、家庭や地域とも共有するなど、**暴力行為・いじめを決して許容しない学校環境を整備**いただきたいこと

- 首長部局と連携し、学校内外の相談窓口の充実、他の関係機関が整備している相談窓口の周知徹底**を図るとともに、担任・養護教諭やスクールカウンセラー等との日常的な関わりを含め、**学校全体として、被害を受けた児童生徒や暴力行為・いじめの現場を見た児童生徒が声を上げやすい環境整備**を進めていただきたいこと

③被害児童生徒の安全確保と心身のケア

○SNS等への投稿・拡散の有無に関わらず、暴力行為・いじめが明らかになった場合は、被害を受けた児童生徒の安全確保を最優先に、心身のケアを直ちに実施し、安全・安心な学習環境の確保を図っていただきたいこと

○事実関係の確認に当たっては、警察と連携して聴き取り等を行うことにより、迅速な確認が可能となる場合があることも踏まえ、事案に応じ警察との連携についても躊躇することなく検討いただきたいこと

④加害児童生徒への毅然とした対応

○SNS等への投稿・拡散の有無に関わらず、暴力行為・いじめを行った児童生徒には、当該行為の内容や状況等を踏まえ、厳正な指導を行うことが必要であり、特に、犯罪行為に該当する暴力行為やいじめについては、警察等の関係機関と連携するとともに、学校教育法に基づく懲戒や出席停止等の措置を含め、毅然とした対応を行っていただきたいこと

○あわせて、加害児童生徒がその行為に及んだ背景や要因を分析した上で、再び暴力行為・いじめに及ぶことのないよう指導を行っていただきたいこと

⑤SNS等による投稿・拡散への対応

○認知されていなかった暴力行為・いじめが、動画によって明らかになった場合には、学校・教育委員会等において、警察等とも連携しつつ、速やかに事実関係を確認するとともに組織的に対応いただきたいこと。とりわけ、SNS等に、暴力行為・いじめの動画とともに個人情報や学校名等が投稿・拡散された場合には、警察等とも連携し、当該学校に通う児童生徒の安全・安心な学習環境の確保に向けて対応に当たっていただきたいこと

○匿名性が高いSNS等におけるエスカレートした投稿・拡散は、誹謗中傷などとして、新たな人権侵害を生むことにつながるため、決して許されるものではない。②で実施をお願いした暴力行為・いじめに関する指導とあわせ、三学期中に、児童生徒に対する情報モラル教育を実施いただきたいこと

今後の国の取組

- いじめ防止対策に関する関係省庁連絡会議の開催（今週中）
- その後、各都道府県・指定都市教育委員会等に対して、通知を发出

ぼうりよく きんきゆう
暴力・いじめについての緊急アンケート

じどう・せいと
児童・生徒のみなさんへ

がっこうは、みなさんがあんしんしてすごす場所です。今、「暴力（たたく・ける等）や、SNSでの動画や写真の拡散」が大きな問題になっています。

じぶんやともだちがこまっていることはありませんか？これまで相談できていないことはありませんか？学校は被害に遭い、つらい思いをしている児童・生徒を守りますので、勇気を出して教えてください。

() 年 () 組 名前 ()

問1 4月以降に、あなたは、だれかから「ひどいこと」（身体的な暴力、お金や物の問題、インターネット・SNSでのいやがらせ など）を直接されたことがありますか？

※ 同じクラスや学年の人だけではなく、ちがう学年やほかの学校の人もふくめて考えてください。

() ある () ない

問2 それはどのような内容ですか。あったことすべてに○をしてください。

- ① () ひどくたたかれたり、けられたりした
- ② () お金や物を取られたり、壊されたりした
- ③ () 動画や写真を撮られていやな思いをした
- ④ () ③の動画や写真をインターネットやSNSなどに流されたりした
- ⑤ その他

問3 それは、いじめ調査で「いやな思いをしたこと」として答えましたか。

() 答えた () 答えていない

問4 4月以降に、あなたは、だれかが「ひどいこと」をされているのを見たり、聞いたりしたことがありますか？（身体的な暴力、お金や物の問題、インターネット・SNSでのいやがらせ など）

※ 同じクラスや学年の人だけではなく、ちがう学年やほかの学校の人もふくめて考えてください。

() ある () ない

問5 それはどのような内容ですか。あったことすべてに○をしてください。

- ① () ひどくたたかれたり、けられたりしていた
② () お金や物を取られたり、壊されたりしていた
③ () 動画や写真を撮られていやな思いをしていた
④ () ③の動画や写真をインターネットやSNSに流されたりしていた
⑤ その他

問6 それは、いじめ調査で「いじめられている人を見たことがある」として答えましたか。

- () 答えた () 答えていない

問7 今年度の4月よりも前のことで、誰にも相談できていない「ひどいことをされた」「ひどいことをされているのを見た」などがあれば、書いてください。

問8 問7で答えたことは今も続いていますか？

- () 今も続いている () 今はもう続いていない

問9 問1の内容以外で、今年度のいじめ調査で回答できていなかった「いやな思いをした」ことがあれば書いてください。

問10 そのほかに、人間関係で悩んでいることや相談したいことがあれば書いてください。

問11 インターネットやSNSで流れている「暴力（人をたたく・ける等）やいじめの動画」について聞きます。

(1) あなたは、これまでにそのような動画を実際に見たことがありますか。

- ① () ある (SNSで見かけたり、人から見せられたりした)
② () 見たことはないが、そのような動画があるという話は聞いた
③ () 見たことも、聞いたこともない

(2) 動画を見たり、話を聞いたりしたとき、どのように感じましたか？あてはまるものすべてに○をしてください。

① () とてもいやな気持ちになった、不安になった

② () 特に何も思わなかった

③ () 「拡散することはいけないことだ」と思った

④ () 暴力やいじめをしていた人が悪いので、仕方がないことだと思った

⑤ その他

アンケートは以上です。

ここに書けなかったことで、相談したいことがあるときは、いつでも相談してください。